

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○家畜伝染病検査の命令.....（畜産振興課）	1
○土地改良法による道営換地計画の決定.....（農業施設管理課）	1
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	1
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	2
○森林法による通知に代える公示（2件）.....（治山課）	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災害課）	2
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	3
道教育庁渡島教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	3
道監査委員公表	
○監査公表第12号.....	3
告 示	
北海道告示第765号	
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。	
平成19年12月4日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 実施の目的	
牛のヨーネ病の発生予防のため	
2 実施する区域の市町村名及び実施の期日	
実施する区域の	実 施 の 期 日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
七 飯 町	平成19年12月7日から平成20年3月31日まで
松 前 町	同

- 黒 松 内 町 同
占 冠 村 平成19年12月7日から12月28日まで
東 神 楽 町 平成20年1月7日から3月14日まで
訓 子 府 町 平成19年12月7日から平成20年3月31日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。
- 4 実施の方法
- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、厚真町共和第2地区及び豊丘地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成19年12月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年12月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第767号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年12月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 函館市岩戸町269・270（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 水源のかん養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩戸町269・270（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第768号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年12月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 タ張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解 除 の 理 由 ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及びタ張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第769号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を土別市役所の掲示場に掲示した。その要旨は平成19年北海道告示第730号のとおりである。

平成19年12月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

土別市朝日町登和里6375の1、6375の2所在の森林について所有権を有する

林 己之助

土別市朝日町登和里6867、6868、6869所在の森林について所有権を有する

石 田 栄次郎

北海道告示第770号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を富良野市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年農林水産省告示第1436号のとおりである。

平成19年12月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

富良野市字下フラヌイ1694の8所在の森林について所有権を有する

鳴 海 幸 作、鳴 海 喜代子

富良野市字下フラヌイ1694の426所在の森林について所有権を有する

今 井 一 道

富良野市字フレベツ右岸871の177所在の森林について所有権を有する

奥 平 利 雄

北海道告示第771号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成19年12月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

千歳蘭越1（Ⅰ－0－272－272）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

千歳市字蘭越（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

千歳蘭越2（Ⅰ－0－273－273）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

千歳市字蘭越（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千歳蘭越 6（Ⅲ－0－158－158） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 千歳市字蘭越（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道札幌土木現業所及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）	平成19年10月 5 日付け北海道十勝支庁告示第30号
	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
	(1) 名 称 北海道十勝支庁地域振興部総務課
	(2) 所在地 帯広市東 3 条南 3 丁目
支 庁 告 示	道教育庁渡島教育局告示
	北海道教育庁渡島教育局告示第20号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年12月 4 日 北海道教育庁渡島教育局長 忠 嶋 隆 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借（49台） 一式（1月当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成19年11月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エスイーシー (2) 住 所 函館市末広町22番 1 号 4 落札金額 138,075円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年10月26日付け北海道教育庁渡島教育局告示第19号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号
	道 監 査 委 員 公 表
北海道十勝支庁告示第41号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年12月 4 日 北海道十勝支庁長 岡 本 光 昭 1 落札に係る物品等の名称及び数量 リール式散水施設 5 台 地上配管セット 一式 2 落札を決定した日 平成19年11月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 緑産株式会社 (2) 住 所 神奈川県相模原市田名3334番地 4 落札金額 48,877,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告	監査公表第12号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した平成19年度の小児総合保健センター事業特別会計に係る定期監査の結果を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成19年12月4日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 宮 間 利 一
北海道監査委員 見 野 全